

令和3年第3回議会定例会における行政報告及び議案大綱説明

(R3, 9, 9)

おはようございます。

本日は、9月東栄町議会第3回定例会を招集させていただきましたところ、議員各位には、公私にわたり大変ご多用の中、ご参集を賜り厚くお礼申し上げます。

任期半ばの6月30日で辞職させていただき、選挙によって、改めてこれまでの町政・今後の町政について住民の皆さまに信を問う形となりました。おかげを持ちまして、再び町長の職を担わせていただくこととなりました。

議員はじめ、町民の皆様のご支援に深く感謝申し上げます。

ご承知のとおり2期目途中での辞職でありましたので、8月8日から3期目となりました。(任期は令和5年4月26日までとなります。)

選挙の結果、丹羽センター長をはじめとする職員の皆さんと今まで一緒に検討してきた「新診療所・保健福祉センター」の建設を引き続き進めていくことをお認めいただいたと考えます。

人口3,000人を切った町で税収も潤沢でない中、東栄町を今後も

存続させていくためにも、今回の計画をしっかりと進めてまいります。将来、安心して暮らせる町の実現に向けて、3期目も全力で取り組んでまいります。

まだまだ、人口の減少は続くと予想されますが、小さな町だからこそ、町民同士がお互いに助け合い、信頼と絆で結ばれるまちづくりを皆さんと一緒に進めていきたいと考えます。改めて皆様のご支援とご協力をお願い申し上げます。

先ずは、新型コロナウイルス感染症についてです。愛知県の状況はご承知のとおり、8月8日にまん延防止等重点措置により、（東栄町も対象区域となり）不要不急の外出自粛など新型コロナウイルス感染症の再発防止に取り組んできましたが、デルタ株の置き換わりが進む中、新規感染者が8月27日は過去最多の2,346人となるなど急激な増加は続き、重症患者数も増加し、8月27日から9月12日までの17日間の緊急事態宣言が発出され、現在もオール愛知で新型コロナウイルス感染症の第5波を克服し、安心な日常生活と社会経済活動を取り戻すことができるよう、皆さんにご協力をいただいているところであります。県内（東三河地域も含め）の状況は非常に厳しく、本日中にはさらなる期間延長も示される見通しとなっています。

皆様には引き続き、不要不急の外出の自粛、町内飲食店には営業時間短縮など、不便をおかけしますがご理解とご協力をお願いします。

コロナワクチンの接種につきましては、9月1日時点で接種対象者は2,835人のうち1回目接種者は2,393人(84.4%)、2回目接種者は2,097人(74.0%)となっており、順調に接種が進んでいます。設楽町、豊根村から在庫ワクチンを提供いただくなど、お互いの協力体制ができ、本当に感謝いたしています。今後も新城市を含めての連携協力は欠かせないと感じています。

予定どおり9月17日で集団接種は完了する予定です。

町でのイベント行事の中止・延期は当分の間は、まだ続けなければならないと考えています。

小中学校も2学期が始まっていますが、学校行事も中学校体育大会は4日に実施済み、小学校運動会も18日に実施予定です。コロナ対策には万全を期して取り組んでいただいています。変異株の影響から児童生徒の感染者が全国的にも増えていますので、これまで以上にしっかりと対応をしてまいります。

もうすでに動きがある国の来年度予算についてであります。各官庁の概算要求が出されており、予算編成作業が始まっています。菅政

権の重点施策は脱炭素（EV）やデジタルであり、特別枠を設けています。また、骨太の方針で集中的に投資するとしたグリーン・デジタル・地方創生・子ども子育て支援の4分野に重点配分するために、4兆4千億円程度の「新たな成長推進枠」を設けたことです。

コロナ対策事業も引き続きあり、また高齢者に伴う社会保障費も増える見込みで概算要求総額は8年連続で100兆円を超え、過去最大の111兆6,559億円と発表されました。今秋の衆院選や来夏の参院選を控え、歳出の圧力をかけなければとしています。

私どもに関心の高い、地方交付税の要求額は自治体に配る「出口ベース」では、前年度予算比で0.4%増の17兆5,008億円となっています。今のところ減額とはなっていません。

また、国土交通省においては、住み続けることができる地域づくりを目指し、人口10万人規模で買い物や医療など生活機能を確保する「地域生活圏」の形成に乗り出すとされています。人口が減る中で、来年度の概算要求にデジタル技術などを活用し生活機能を確保する地域で、調査をする費用を盛り込んでいます。また、中心部から遠い地域は住民主導で買い物や地域内交通などを運営する「小さな拠点」を形成する事業にも予算を計上しています。しっかり情報収集して

まいりたいと思います。

また、総務省は「地域おこし協力隊」の増員を目指し、人材確保の支援や隊員向けの研修拡充を図るとしています。2020年度時点で5,464人の協力隊員を2024年度に8,000人に増やす目標としています。予算も前年度当初予算の3倍に相当する4億5千万を計上しています。各自治体等も地域おこし協力隊制度を活用してもらいたいとしています。しっかりと検討してまいりたいと考えます。

議会と共同での、愛知県への総合要望につきましては、今年は8月31日に予定していましたが、新型コロナウイルス感染症における緊急事態宣言が発令中であるため、やむなく延期することになりました。コロナ禍ではありますが、今後、日程を調整したうえで各部局へ要望活動をしてまいりたいと思います。

北設情報ネットワークに関する要望は、北設楽郡町村会として、峰野県議にご同行いただき、8月23日に行いました。愛知県松井副知事、総務局長、総務部長、情報政策課長、吉田ICT推進監に対し、山間地域が情報社会に乗り遅れないように、設備・機器の更新に要する経費に関する支援制度の創設など、財政的支援をお願いしてまいりました。今後、国に対しても要望活動を実施する予定をしています。

また、同じ日に、県議会建設委員会に出席させていただき、新城設
楽建設事務所管内の道路をはじめとする事業の説明と地元の道路状
況を報告した後、建設委員の先生方に要望をさせていただいたとこ
ろであります。

それでは、お時間をいただいて行政報告等をさせていただきます。

6月末の辞職後、一月あまり役場を離れましたが、選挙の結果、お
かげさまで3期目を迎えることができ、8月9日に当選証書を受領
させていただき、翌日の8月10日に職員の皆さんに迎えていただ
き、初登庁させていただきました。したがって、まだ1ヶ月が過ぎ
たところではありますが、町政の取り組み状況等につきまして、ご報告
させていただきます。

引き続き、本日もご提案いたします議案等の提案理由について、ご
説明いたします。

翌日の8月11日と12日には東三河広域連合議会が開催され出席
をしました。

提出議題は、令和2年度一般会計歳入歳出決算と令和2年度介護
保険特別会計歳入歳出決算の認定についてでありました。いずれも

賛成多数で可決されました。また、6名の方が一般質問をされ、伊藤芳孝議員も「東三河はひとつ」の捉え方について、中山間地の医療の今後について、有害鳥獣対策についての項目で質問をされました。内容等は広域連合のホームページ（議会録画中継）でご覧いただきたいと思えます。

三遠ネオフェニックスバスケットボールサマースクール in 東栄町 2021 が 8 月 15 日(日)と 16 日(月) 2 日間、練習会場は東栄中学校体育館、宿泊は東栄グリーンハウスを利用いただき、実施されました。今回で 5 回目となりますが、市川会長、北郷社長ほんごうも来町されました。スクール生徒 30 名、スタッフ 6 名、選手 2 名の参加でありました。私も初日にお邪魔して歓迎のご挨拶をさせていただきました。いよいよ 10 月 2 日から今シーズンの試合が始まります、是非試合観戦等、応援をお願いいたします。

同じ日の 15 日(日)東京 2020 パラリンピック聖火フェスティバルの集火式・出立式が愛知県庁で午後 7 時から行われ、県内 49 市町村で採火された火をもって参加させていただきました。「とうえいの火」は古戸花祭保存会に協力いただき、火打ち式を使って採火を行いました。そして、愛知の火として東京パラリンピック開会式に届け

られました。

8月17日から18日にかけての大雨についてです。

17日の20時30分に災害対策本部を設置して第1非常配備しました。18日3時15分に土砂災害警戒情報が発表され、3時45分に東栄町全域に警戒レベル4相当、避難指示 防災行政無線 S アラート放送（5時20分）避難所開設は7カ所でした。

町営バスは始発から全線運休、JR 飯田線も始発から豊橋から駒ケ根間運休、道路も4路線で雨量規制がかけられました。

停電は中設楽・月地区で発生し、復旧には少し時間がかかりました。千代姫荘には宿泊者が見えましたが、入浴を済ませ夕食中でしたが、懐中電灯等で難をしのいでいただきました。

最近の想像を絶する豪雨により、河川の増水と濁りにより水道水に影響をきたしており、特に御殿地区、本郷地区、下川地区の皆様方には大変ご迷惑をおかけしており、申し訳ございません。多くの皆様から苦情や要望をいただいております、緊急時の対応を第一に取り組んでいますが、ご要望にお応えできてない部分もあり、大変心苦しく思っています。今後も最善の努力をさせていただきます。

ご承知の通り、豪雨により水源としている大千瀬川が濁ってしま

い、悪く言えば泥水となってしまうことから、浄水場で濁度が取れない状況が続いています。また、ポンプで原水を浄水場に送っていますが、泥も吸い上げることとなりポンプが停止してしまうこともあります。

近年は災害的豪雨となっており、川の汚濁は異常です。その対策は本年度調査費をいただき、現在調査中であります。抜本的な対策を早急に講じてまいります。もう少し時間はいただくかもしれませんが、必ず対応してまいりますのでよろしくお願いいたします。

今年の防災訓練はコロナ禍の影響もあり、9月5日に安全行動訓練（シェイクアウト訓練）を防災行政 S アラートで呼び掛けて、各自自宅で行っていただきました。

また、自主防災会とは通信訓練を実施しました。確実な情報伝達が図れるようアマチュア無線、IP 無線機を使い役場と通信を行いました。防災倉庫に保管している備蓄品等の確認点検も実施していただきました。

役場職員は、災害対策本部からメールを送信し、連絡体制の確認を行いました。

社会福祉協議会の主催で災害ボランティアセンター設置・運営訓

練を実施しました。被害を想定し、災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練を行いました。今後も町民の皆様に認識してもらい、災害ボランティアの養成に努めてまいります。

次に男女共同参画計画策定についてです。

国は平成 11 年制定の男女共同参画社会基本法等を順次整備し、男女共同参画社会の形成促進に向け、総合的かつ計画的に取り組んでいます。県は国の方針にあわせて、第 5 次男女共同参画計画を策定し、男女共同参画社会の実現を目指しています。東栄町では平成 28 年 3 月に女性活躍推進法に基づく「東栄町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業行動計画」を策定、平成 30 年 4 月には「まちづくり基本条例」を制定してきましたが、これまで以上に多様な力の連携と協働によるまちづくりを推進するため、性別を超え一人一人の力を活かしながら暮らし続けられる町の実現を目指すこととし、男女共同参画プランを今年度中に策定することとしました。第 1 回の策定員会は 8 月 27 日に事業者部会（10 名）と町民部会（10 名）のそれぞれの委員会を開催し、委員みなさんの様々な視点から意見をいただき、本年度 3 月末の策定に向け協議を始めていただいております。

次は中学生海外派遣についてであります。

昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、残念でしたが海外派遣を中止し、交流校のリージェント・クリスチャン・アカデミー校と3日間のオンライン交流を行いました。

本年度も春先には行けないと判断したところでありましたが、今後どのような対応をするのか？という事で8月30日に中学生海外派遣事業検討委員会を開催し、協議をいただきました。

協議の結果、代替案として国内での「留学生との現地交流」を行うことに決定しました。場所はコロナの影響も踏まえ保護者に理解していただける場所を検討、内容は留学生との交流をメインとする、保護者負担金の再検討など、しっかりと検討したうえで、実施計画ができましたらご報告をさせていただきます。

小中学校の児童生徒が使用しているタブレット端末については、コロナ対応としてのオンライン授業もありますので、家庭への持ち帰りによる利用を開始する予定となっています。

次に東栄町プレミアム付商品券(ありがっさま券)の状況ですが、8月末までで、高齢者の購入状況は1,147セット、購入率は74.19%

です。一般の購入状況は7,968セット、購入率は73.42%となっています。全体で9,115セット、76.0%で、残りは2,885セット(24.0%)となっていますが、9月2日からは町外の方も購入ができるようになっていました。

次に観光まちづくり協会ですが、今まで協会で行ってまいりました手作りコスメ体験「ナオリ」事業につきましては、三信鋳工株式会社と共同出資による「株式会社もと」(代表取締役、内藤千紘)にナオリ事業を譲渡することとなりましたので、よろしく申し上げます。

花祭りにつきましては、ご案内のとおり、東栄フェスティバルは中止を決定させていただきました。

各地区の花祭りの開催については、各保存会において、現在協議中であると聞いておりますが、東栄チャンネル等で中止等の結果はお知らせしてまいります。

最後になりますが、9月6日の議会全員協議会において、町税の課税誤りについて報告させていただきましたが、改めて、納税者の皆様並びに町民の皆様に多大なご迷惑をおかけしましたこと、本町の税務行政の信頼を損なうこととなり、深くお詫びを申し上げます。

今後は二度と本事案のようなことが起きないように職員に徹底し、適正な事務処理に万全を期すとともに、信頼回復に努めてまいりますので、どうかよろしく願いいたします。

長くなりましたが、以上で行政報告等を終わります。

引き続きまして、本定例会に提出いたしました議案等につきまして、ご説明申し上げます。

今回議会に上程いたします議案等につきましては、令和2年度の決算認定が13件、承認が1件、議案が6件、同意案が1件、報告が3件でございます。合わせて24件を上程いたしますので、よろしくご審議のほどをお願いいたします。

では各議案について簡略に説明いたします。

認定案第1号 令和2年度一般会計歳入歳出決算認定から認定案
第13号 令和2年度振草財産区特別会計歳入歳出決算認定についてですが、ご配布いたしております令和2年度決算に係る主要施策の成果報告書をご覧いただきたいと思います。

一般会計は、歳入総額が42億5千250万円、歳出総額が39億9千55万5千円、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた「実質収支」は1億7千623万1千円です。

当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額を表す「単年度収支」は3千331万5千円の黒字となりました。単年度収支に実質的な黒字要素である基金積立金及び地方債の繰り上げ償還金（今回はありません）を加え、実質的な赤字要素である積立金取り崩し額を引いた「実質単年度収支額」は7千737万5千円の赤字となりました。

財政分析指標についてですが、健全化判断比率の実質公債費比率は、9.1で昨年度より0.1ポイント上がりましたが、将来負担比率は昨年度に引き続き0となりました。

地方債残高は特別会計と合わせて51億3千96万3千円であり、前年度に比べ1億1千229万9千円の増となっています。

経常収支比率は、76.2%で、前年度と比較して5.1ポイント下がりましたが、引き続き経常的なものに充てられる一般財源の確保と経常経費の削減には努めていく必要があります。

各特別会計につきましても、予算どおり執行でき問題はありません。

んでした。

詳細については、先日の議会全員協議会で各担当課長からご説明したとおりです。

承認第7号 令和3年度東栄町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについては、令和3年6月25日付けで、町長の退職に伴う町長選挙と直接請求に係る選挙管理委員会の予算について専決処分を行ったもので、944万7千円を増額しましたので、地方自治法第179条第3項の規定により議会の承認を求めるものです。

議案第39号 東栄町過疎地域持続的発展計画については、今年4月1日に施行された過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、令和3年度から7年度までの5年間の計画を策定するものです。

議案第40号 小型動力ポンプ付積載車物品売買契約について及び
議案第41号 町営バス（小型バス）物品売買契約については東

栄町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議決を求めるものです。

議案第42号 令和3年度一般会計補正予算（第5号）は、

3億3千68万5千円を減額補正するものです。

今回の大きな減額については、医療センター・保健福祉センター（仮称）建設工事について、継続費の年度割を変更したことによるものがおもな要因となっています。

その他の内容としましては、固定資産税過年度分還付金、国民年金システム改修委託料、更正医療費等に係る国県補助金の令和2年度分に係る返還金、介護予防棟修繕、簡易水道特別会計への操出金、高齢者生産活動センター電気設備改修工事、千代姫公衆トイレ修繕、千代姫荘の電話更新工事、有害鳥獣駆除委託料、林道改良工事、とうえい温泉修繕及び備品購入、充電スタンド更新工事、急傾斜地崩壊対策事業費負担金、住宅の修繕、町債償還金に係る元金、森づくり基金積立金の増額、東栄医療センター特別会計への操出金の減額がおもなものです。

これらに充てる歳入については、森林環境譲与税、国県の補助金・

委託金、高齢者いきいき健康増進金繰入金及び臨時財政対策債等の町債を見込むとともに、財政調整基金・病院施設整備費積立基金繰入金及び医療センター等建設事業に係る町債を減額するものです。

議案第43号 令和3年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第2号）は、3千364万7千円の増額補正であります。新医療センターへの配水管布設工事と町道下川農免線改良工事に伴う水道管移設に対するものです。

議案第43号 令和3年度東栄医療センター特別会計補正予算（第2号）は、15万6千円の減額補正であります。病棟の勤務形態変更に係るものです。

同意案第4号 東栄町教育委員会委員の任命については、委員1名が任期満了となるため議会の同意を得るものです。

報告第11号 令和2年度決算に基づく財政健全化判断比率及び資金不足比率については、地方公共団体の財政の健全化に関する法

律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、報告するものです。

報告第12号令和2年度東栄町一般会計継続費精算報告書について
及び報告第13号 令和2年度東栄町国民健康保険特別会計継続費
精算報告書については、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告するものです。

以上であります。詳細については副町長始め担当課長から説明をいたしますのでよろしくご審議のほどお願いいたします。